

令和7年4月1日からの霧島市建築確認申請等手数料一覧表(抜粋)

(表1) 確認申請・計画変更・完了検査

		確認申請 ^{※1}	計画変更	完了検査 ^{※2}
建築物	30㎡以内	10,000円	10,000円	18,000円
	30㎡を超え100㎡以内	19,000円	19,000円	25,000円
	100㎡を超え200㎡以内	30,000円	30,000円	35,000円
	200㎡を超え500㎡以内	43,000円	43,000円	47,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内	57,000円	57,000円	64,000円
	1,000㎡を超えるもの	83,000円	83,000円	88,000円
工作物		11,000円	6,900円	13,000円
建築設備		11,000円	7,200円	16,000円
EV小荷物		6,600円	4,500円	11,000円

※1…確認申請には建築物省エネ法第11条第1項ただし書きに基づく審査(特定建築行為の場合)をする建築物は以下の表2の加算を行う。

※2…完了検査には建築物省エネ法第10条の規定に基づく検査を行う場合は表3の加算を行う。

(表2) 省エネ適判を要しない特定建築行為の場合の確認申請手数料の加算額(大臣が定める基準(仕様基準等)に適合させた住宅)

		一戸建ての住宅の加算額	共同住宅等の加算額	
建築物	200㎡未満	13,000円	300㎡未満	24,000円
	200㎡以上	14,000円	300㎡以上	38,000円

(表3) 省エネ適判又は特定建築行為の場合の完了検査手数料の加算額

		加算額
建築物	500㎡以内	5,500円
	500㎡を超え1,000㎡以内	7,500円
	1,000㎡を超えるもの	10,000円

(注意)…建設住宅性能評価を受けた建築物は加算はない。

(表4) 仮使用認定

仮使用認定の認定申請手数料	法第7条の6第1項第1号及び第2号	121,000円
---------------	-------------------	----------

(表5) 建築認定・許可申請

建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請	法第43条第2項第1号	28,000円
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料	法第85条第6項 法第87条の3第6項	121,000円
建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	法第86条の6第2項	28,000円
大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の敷地と道路の制限緩和認定申請	法第86条の7第1項	28,000円
大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の道路内建築制限緩和認定申請	法第86条の7第1項	28,000円

(表6) 道路位置指定申請

位置指定道路の指定、変更又は廃止の申請手数料	法第42条第1項第五号	50,000円
------------------------	-------------	---------

(表7) 各種証明

建築確認等証明	300円
建築工事届出証明	300円
道路位置指定証明	300円